

社会保障を取り巻く現状

1	社会保障制度の果たす役割	1
2	社会保障の現状と見通し	2
3	社会保障制度改革のスケジュール	5

平成13年9月22日
厚生労働省
経済財政諮問会議提出資料

1 社会保障制度の果たす役割

○ 国民の「安心」と経済社会の「安定」の基盤

社会保障制度は、国民が尊厳を持って自立できるよう支援するセーフティネットとして、老齡、疾病、失業などに際して社会全体で支え合う仕組み

○ 経済の活性化に寄与

医療分野や福祉サービス分野は成長産業として経済発展や雇用創出に寄与

○ 地域経済の活性化を促し、均衡ある経済発展に貢献

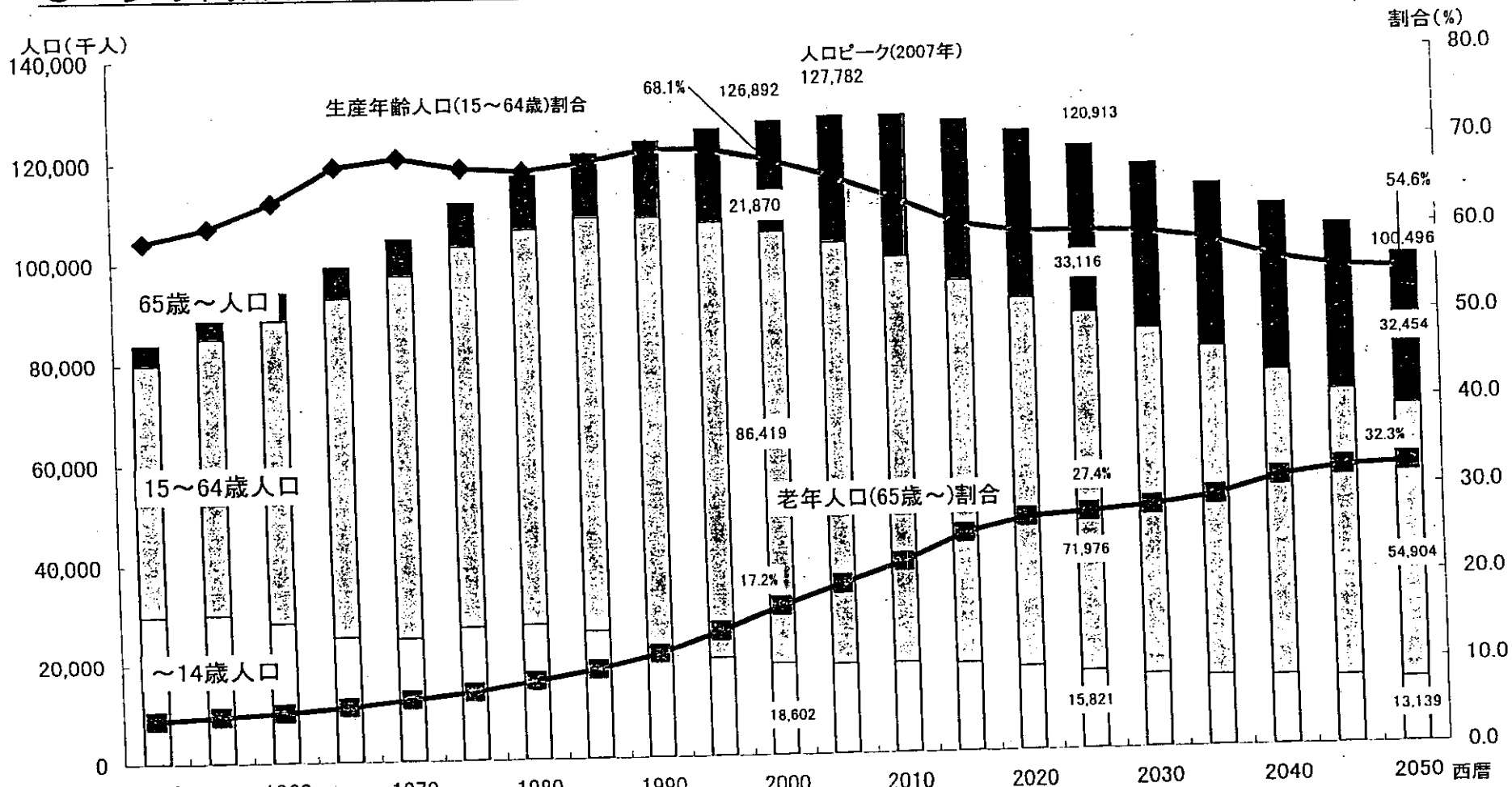
[65歳以上人口割合上位5県]

	65歳以上人口割合 (1999年度)	年金総額/ 家計最終消費支出	年金総額/ 県民所得
全国	16.7 (%)	10.8 (%)	7.6 (%)
島根	24.3	16.0	11.7
高知	23.0	14.0	11.0
秋田	22.7	13.0	9.4
山形	22.3	12.5	9.2
鹿児島	22.0	12.4	10.2

(出典) 年金総額は社会保険庁「平成10年度社会保険事業の現況」、県民所得は経済企画庁「平成12年県民経済計算年報」、65歳以上人口割合は総務庁統計局「平成11年10月1日現在推計人口」

2 社会保障の現状と見通し

○ 少子高齢化が急速に進展（世界に類を見ない少子高齢社会）



資料：1995年までは総務庁統計局「国勢調査」、2000年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(中位推計)

○ 高齢化の進展に伴い、社会保障給付は今後大幅に増大

・ 社会保障の給付と負担の見通し [2000年厚生省推計]

年度	2000(平成12) A	2010(平成22)	2025(平成37) B	B/A (倍)
社会保障給付費	78 (兆円)	127	207	2.7
(年金)	(41)	(67)	(99)	2.4
(医療)	(24)	(40)	(71)	3.0
(福祉等)	(12)	(21)	(36)	3
(うち介護)	(4)	(10)	(21)	5.3
対国民所得比	20.5 (%)	26	31.5	1.5
社会保険料負担	55 (兆円)	85	142	2.6
公費負担	22 (兆円)	37	62	2.8
国民所得	383 (兆円)	490	660	1.7

* 推計前提

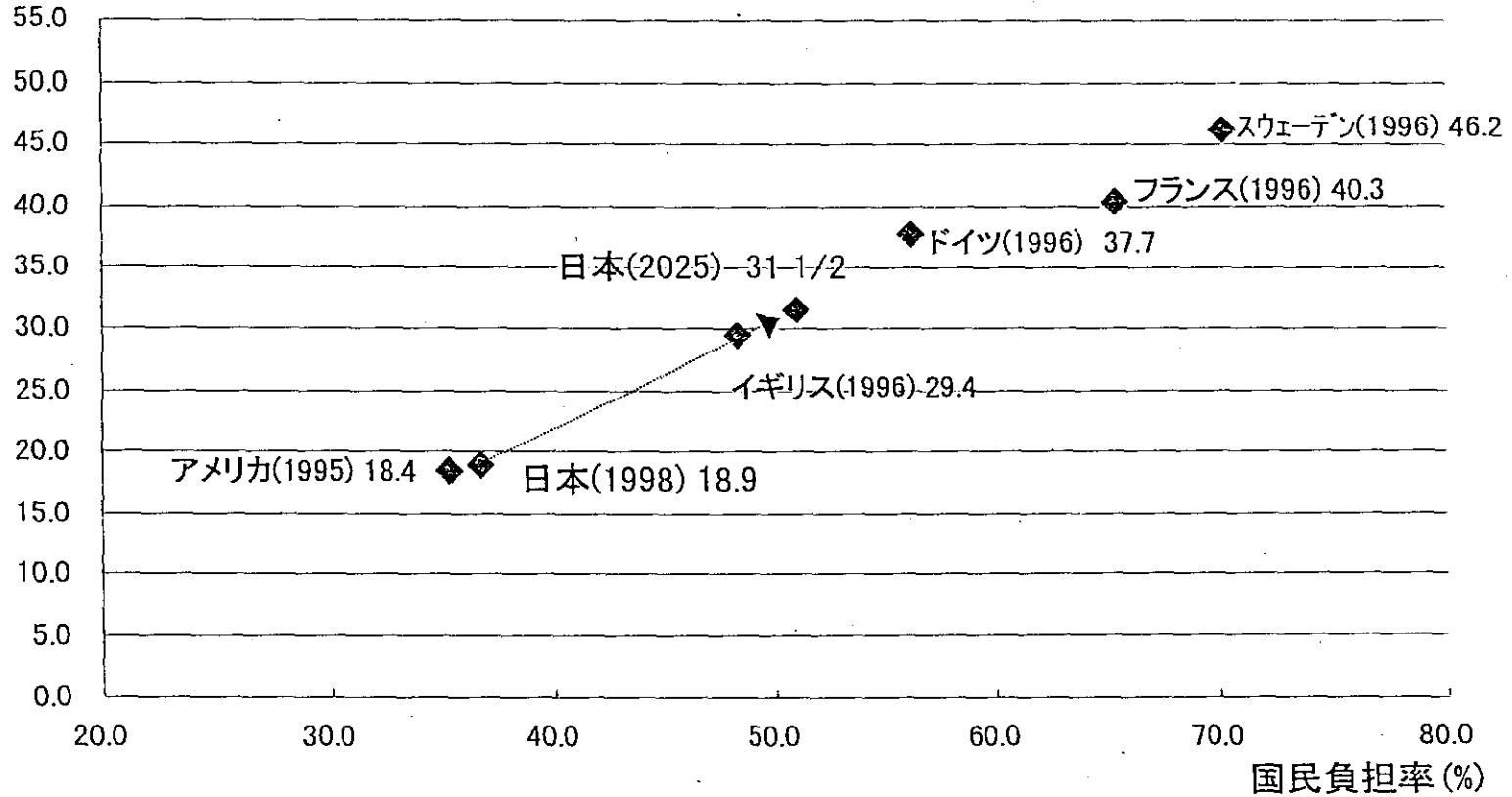
名目賃金上昇率：年率2.5% 物価上昇率：年率1.5%

人口推計：国立社会保障・人口問題研究所平成9年中位推計

- * 本推計は医療保険制度が現行制度との前提で推計を行っている。本推計と医療保険改革に関する厚生労働省試案に基づく試算の前提は異なるが、一定の前提を置いて、粗く試算すると、2025年度における社会保障給付費の対NI比は2%程度減少するものと見込まれる。

社会保障給付費の国民所得比と国民負担率の国際比較

社会保障給付費の
国民所得比(%)



注) 1. 社会保障給付費の国民所得比は、日本・アメリカ・ドイツ・スウェーデンはILO“*The Cost of Social Security*”、イギリス・フランスはOECD“*Social Expenditure Database*”による。
2. 日本の2025年の推計は厚生省推計による。

3 社会保障制度改革のスケジュール

平成	医療	年金	介護	少子化対策等
12年度 (2000)	・健康保険法等改正法成立	・12年年金改正法施行	・介護保険法施行 ・「ゴールドプラン21」 (12～16年度)	・「新エンゼルプラン」 (12～16年度) ・児童手当改正法施行
13年度 (2001)		・確定拠出年金法成立 ・確定給付企業年金法成立		・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 (平成13.7.6閣議決定) ・待機児童ゼロ作戦
14年度 (2002)	「社会保障改革大綱」(平成13.3.30) 平成14年度には、高齢者医療制度の見直しをはじめとする医療制度改革の実現を図るものとする。			・障害者プラン終了 (平成8年度～平成14年度末)
15年度 (2003)				
16年度 (2004)		・次期財政再計算(16年までに) 12年年金改正法附則(第2条)基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図るものとする。	介護保険法附則(第2条)法律の施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。	

「社会保障改革大綱」に示された改革の理念

(平成13年3月30日 政府・与党社会保障改革協議会決定)

【改革の理念】

- 1 健康寿命を延ばし、元気で高齢期を過ごせる社会に
- 2 安心して子どもを産み育てることができる社会に
- 3 年齢・性別・障害の有無にかかわらず、能力を十分に発揮できる社会に
- 4 利用者の視点に立った効率的で質の高いサービスを提供
- 5 個人の生き方の選択によって不合理な取扱いが生じない制度に
- 6 社会保障給付について、その範囲や水準をセーフティネットとしての役割にふさわしいものに。また、将来にわたり負担、特に現役世代の負担が過重なものとならず、経済・財政と均衡のとれたものに
- 7 負担能力のある者は、年齢にかかわらず、能力に応じ公平に負担
- 8 増加する社会保障費用は、利用者負担・保険料負担・公費負担の適切な組み合わせにより確実かつ安定的に賄う
- 9 企業年金や民間保険などを活用
- 10 民間参入などによる利用者の選択の幅の拡大など